

## はじめに

政治資金規正法は1948年に制定された、政治家や政党・政治団体が取り扱う政治資金について規定する法律であり、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすることにより、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています。

制定当初は政治資金の収支の公開に重きがおかれ、寄附に関する制限はわずかしが設けられていませんでしたが、数度にわたり改正が行われ、現在は「**政治資金の収支の公開**」と「**政治資金の授受の規正等**」が規正の2本柱となっています。

本書はこの政治資金規正法に関係する事件について、おもに2007～2011年の新聞記事などを中心に、事件の内容、関係者の対応などをまとめました。

また、それぞれの事件が

- 法律に照らして違反にあたるかどうか
- 刑事事件に発展したか、あるいは故意や重過失の状況
- 道義的責任や公平感
- 金額の多寡
- 世間的な注目度

などの視点から編集部が独自に判断して、事件ごとに違反のレベルを1（低）～5（高）の5段階に評価しましたので、参考としていただければと思います。

本書があらためて、政治資金規正法とはなにか、政治活動における政治資金がいかにあるべきかなどを考える一助となれば幸いです。

# 目次

## 第1章 上限超え

---

- 事例  
**01** 個人献金の上限額を超え、1人の政治家の政治団体に寄附… 10
- 事例  
**02** 個人献金の上限額を超える献金…………… 12
- 事例  
**03** 企業献金額を上回る個人献金に献金額の上限逃れの疑い… 14
- 事例  
**04** 不透明な多額の献金…………… 16
- 事例  
**05** 無料の広報を有料で販売…………… 18
- 事例  
**06** 医療法人グループから政治団体へ約72億円の貸付…………… 20

## 第2章 禁止者からの寄附

---

- 事例  
**07** ダミー団体を通じた企業献金…………… 24
- 事例  
**08** 後援者からの借入金を収支報告書に記載していない…………… 28
- 事例  
**09** 自治体が出資する会社が政党支部に献金…………… 30
- 事例  
**10** 補助金を受けた団体から補助金交付の1年以内に献金…………… 34
- 事例  
**11** 累積赤字企業の献金…………… 36

事例 12	外国人とされる人物が代表の企業からの献金	38
事例 13	企業が特定候補者の選挙費用などを負担	40
事例 14	NPO 法人の献金	42
事例 15	活動禁止団体への寄附	44
事例 16	冊子購読の名目で集金し、秘書給与などに	46
事例 17	選対事務所への資金提供が、 政治資金規正法に違反する疑い	49

### 第3章 パーティ券

---

事例 18	国から補助金を受けている団体がパーティ券を購入	54
事例 19	政務調査費でパーティ券を購入	56
事例 20	他人名義によるパーティ券購入	58
事例 21	政治団体の届けをせず、政党への寄附やパーティ券を購入	60

### 第4章 禁止行為

---

事例 22	公設秘書に寄附の斡旋	64
----------	------------	----

## 第5章 不記載

---

- 事例  
**23** 収支報告書に献金を不記載…………… 68
- 事例  
**24** 収支報告書に寄附の記載もれ…………… 70
- 事例  
**25** 秘書給与を企業に肩代わりしてもらい、  
収支報告書に不記載…………… 72

## 第6章 虚偽記載

---

- 事例  
**26** 献金の偽装、パーティ収入の水増し、  
上限額を超える献金の受領…………… 76
- 事例  
**27** 寄付金の不記載、外国人企業からの献金の受領…………… 80
- 事例  
**28** 国交省関係者らから寄附を受け、職業を「会社員」と記述  
…………… 82
- 事例  
**29** 500万円の寄附に親族の名義を借りた…………… 84
- 事例  
**30** 実態のない事務所を届け出て、経費を計上…………… 86
- 事例  
**31** 献金を受けた日付を正しく記載していなかった…………… 90
- 事例  
**32** 家賃なしなのに事務所費を計上、食料費も事務所費に…………… 93
- 事例  
**33** 政治資金収支報告書に支払い実態のない支出を計上…………… 97
- 事例  
**34** 使途不明金の辻褄を合わせるために架空経費を計上…………… 100
- 事例  
**35** 政治資金管理団体と同名の任意団体を設立し、会費を徴収  
…………… 102

事例 <b>36</b>	同じ領収書で経費を二重計上……………	104
-----------------	--------------------	-----

## 第7章 書類の不備

---

事例 <b>37</b>	政治資金報告書を提出しなかった……………	108
-----------------	----------------------	-----

事例 <b>38</b>	収支報告書に添付された領収書の写しを 保存していなかった……………	110
-----------------	--------------------------------------	-----

事例 <b>39</b>	収支報告書に添付の領収書のコピーに宛名なし……………	112
-----------------	----------------------------	-----

事例 <b>40</b>	報告書の公表から3年間保存しなくてはならない 会計帳簿を破棄……………	114
-----------------	--	-----

事例 <b>41</b>	政治資金報告書に監査報告書を添付していなかった……………	116
-----------------	------------------------------	-----

事例 <b>42</b>	国会議員が自身の支援団体を国会議員関係政治団体として 届け出ていなかった……………	118
-----------------	--	-----

## 第8章 公務員の地位利用

---

事例 <b>43</b>	政治資金パーティ券販売に市職員が関与……………	122
-----------------	-------------------------	-----

事例 <b>44</b>	公務員が自身の地位を利用して、パーティ券を販売……………	124
-----------------	------------------------------	-----



# — | 第1章 | —

## 上限超え

## 個人献金の上限額を超え、 1人の政治家の政治団体に寄附

### ■ 事件の概要

衆議院議員 A 氏（比例）の7つの政治団体は、2007年、都内の経営コンサルタントの男性から政治資金規正法の上限を超える献金を受け取っていた（2008年9月17日報道）。

経営コンサルタントの男性は、2007年12月25日、A氏の7つの政治団体に、個人が1つの政治団体に寄附することが可能な150万円ずつを寄附。金額の合計は1,050万円。男性はA氏がかつて勤務した民間企業の上司で、税理士に相談したうえで寄附したという。

### ■ 関係者の対応など

男性は「金額は税理士に相談していたので違法とは思わなかった」とした。A氏は、「一時的とはいえ、個人献金の上限を超える額を受け取っていたのは事実であり、自分の単純なミス。善意を台無しにしてしまい申し訳ない」として、違法分を含め150万円を男性に返還した。

## 解説



**個人が提供する寄附は、1年間に提供できる限度額が制限されている。**

個人が寄附できる年間限度額は、政党・政治資金団体以外の政治団体、政治家に対しては年間1,000万円まで（総枠制限）、政党・政治資金団体以外の1つの政治団体、政治家に対しては150万円まで（個別制限）と決まっている（政治資金規正法第21条の3～第22条の2関係）。これに違反した場合、寄附をした者と寄附を受けた政治団体の役職員または構成員として関わった者の双方に1年以下の禁固刑か50万円以内の罰金が定められている（同第26条）。

本件に照らし合わせてみよう。寄附者が複数の政治家の政治団体に献金し、その合計額が年間1,000万円を超えたのなら、受領者は違法な寄附かどうか確認ができないだろう。しかし、本件では寄附者は1人の政治家の政治団体に寄附しているので、受領者側も故意があったと認定されても仕方がないといえよう。

なお、罰則にあたるかどうか判断されるのは寄附をした時点であるため、返還したかどうかは関係がない。

## 個人献金の上限額を超える献金

### ■ 事件の概要

衆議院議員（鳥取）A氏が代表を務める所属政党の鳥取県内の政党支部と、A氏の資金管理団体が、2004年分の政治資金収支報告書の訂正を鳥取県選挙管理委員会に届け出た。届出は2007年9月25日で、A氏の入閣が決まった日。

A氏個人から本人の資金管理団体への寄附を1,050万円から850万円に減額、差額の200万円は政党支部からA氏に寄附され、そのまま資金管理団体に寄附された特定寄附とした。これにともない、政党支部は支出にA氏への寄附200万円を計上し、収入に個人の負担する党費または会費として同額を増やす訂正をした。

### ■ 関係者の対応など

A氏の事務所は、自己資金の寄附と特定寄附を区別せず合算してしまった事務ミスと説明した。A氏自身も「単純な事務ミス」とした。

## 解説



**個人が資金管理団体に行う寄附は  
年間 1,000 万円以内だが、  
特定寄附はこの制限から除かれる。**

政治資金規正法では、個人から資金管理団体への寄附は年間1,000万円の範囲内（総枠制限）で、1団体あたり年間150万円以内（個別制限）と決められている（同第21条の3～第22条関係）。しかし、政治家が自ら指定した資金管理団体に対して行う寄附は、個別制限の対象から外れる（同第22条第3項）。さらに寄附の原資が政党から受けたものである場合は「特定寄附」として、総枠制限からも除かれる（同第19条の4、第21条の3第4項）。この場合、収支報告書には㊦と記載することが定められている。

## COLUMN

## ○ 政治家への香典や祝儀

政治資金規正法はあくまでも政治活動のための資金のやり取りを規制するもので、政治家の一市民としての経済活動や家計までは規制の対象とならない。

たとえば、香典や祝儀は私人として社会生活上受け取るものと考えられるので、一般的には政治活動のための寄附に該当するとはみなされず、したがって寄附の量的制限を受けない。

## 親族会社などから 企業献金額を上回る個人献金に 献金額の上限逃れの疑い

### ■ 事件の概要

衆議院議員 A 氏（北海道）の親族企業 7 社の役員らから、2008 年、A 氏の 2 つの政治団体に合計約 1 億 1,000 万円の個人献金があった（2009 年 10 月 2 日報道）。

個人献金をしたのは、親族企業 7 社の役員や社員など計 27 人。献金を受けたのは、A 氏が代表の所属政党の北海道内の政党支部と、A 氏の資金管理団体。献金の合計額は、政党支部に 7,600 万円、資金管理団体に 3,470 万円。27 人が 2008 年 11 月 7 日に一斉に献金しており、このうち 20 人の金額は個人献金の上限額である一律 150 万円。

こうした親族企業 7 社からの個人献金の総額は、2006 年に計約 7,000 万円、2007 年に計約 9,000 万円であった。

### ■ 関係者の対応

献金を行った親族企業の関係者は「A 氏の父親から献金を頼まれた」とし、A 氏の事務所関係者も親族の依頼で献金が行われることがあると認めた。

A 氏は「好意の献金であり、個人名義の企業献金というのは一面的な決めつけに感じる」とした。

## 解説



**寄附は、企業と個人のそれぞれに  
年間の限度額が定められている。**

企業献金の1年間の上限額は、資本金や団体の規模に応じて750万～1億円。個人献金の上限は政党・政治資金団体に対しては2,000万円。そのほかの政治団体に関しては1,000万円の枠内で、1団体につき150万円とされている(政治資金規正法第21条の3～第22条関係)。

本件の場合、企業献金の限度額は、企業規模に照らし合わせるとどの企業も1社あたり年間750万円であるため、7社合計で5,250万円となる。親族らの個人献金の総額は約1億1,000万円なので、企業献金のみであれば可能な金額の2倍を超える。原資は何かなど不明な点があるので断言はできないが、実質的な「上限額逃れ」を組織的に行っていたのではないかという見方も出てくる。

## COLUMN

## ○ 会社が年の途中で減資・増資した場合

会社の資本金や出資金の金額は、その年の初日における金額をさす。このため、年の途中で減資や増資があっても、年間限度額の算定基準は変わらない。

会社が吸収合併した場合は、存続する会社の年間限度額がそのまま適用される。吸収された会社が合併前に行った寄附は合併後の年間限度額には含まれない。新設合併した場合は、設立時の資本金や出資の金額に基づいて限度額が算定される。